（労働審判法の一部改正）

第六条　労働審判法（平成十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該請求について民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、提起があったものとみなされた訴えを却下するものとする。

第二十二条第二項中「事件」の下に「（同項後段の規定により却下するものとされる訴えに係るものを除く。）」を加える。

内閣総理大臣　菅　**直**人
法務大臣　江田　五月

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第三十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　内閣府関係（第一条―第三条）
第二章　総務省関係（第四条―第八条）
第三章　文部科学省関係（第九条―第十二条）
第四章　厚生労働省関係（第十三条―第二十条）
第五章　農林水産省関係（第二十一条―第二十五条）
第六章　経済産業省関係（第二十六条―第三十条）
第七章　国土交通省関係（第三十一条―第三十八条）
第八章　環境省関係（第三十九条―第四十二条）
附則

第一章　内閣府関係

（災害対策基本法の一部改正）

第一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項及び第四項を次のように改める。

3　都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第四十三条第三項中「第四十条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「修正しようとする」を「修正した」に改め、同条第四項を削る。

（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

第二条　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同項第八号中「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第十号を第八号とし、第十一号を削り、第十二号を第九号とする。

第九条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「第二項第四号から第十号まで」を「第二項第二号から第八号まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「あった基本計画」を「あった場合において、基本計画のうち第二項に掲げる事項に係る部分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第七号」を「第二項第五号」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項各号に掲げるもののほか、基本計画を定める場合には、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　中心市街地の活性化に関する基本的な方針

二　中心市街地の活性化の目標

三　その他中心市街地の活性化に資する事項

第十条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十一条第二項中「第九条第四項から第十一項まで」を「第九条第五項から第十二項まで」に改める。

第十二条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改め、同条第二項中「第九条第二項第四号から第十号まで」を「第九条第二項第二号から第八号まで」に改める。

第十三条第一項中「第九条第六項各号」を「第九条第七項各号」に改め、同条第三項中「第九条第九項」を「第九条第十項」に改め、同条第四項中「第九条第九項」を「第九条第十項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十五条第二項及び第四項第一号中「第九条第二項第四号から第八号まで」を「第九条第二項第二号から第六号まで」に改める。

第十六条第一項中「第九条第二項第四号」を「第九条第二項第二号」に、「第九条第二項第五号」を「第九条第二項第三号」に、「第九条第二項第六号」を「第九条第二項第四号」に改める。

第十七条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

第二十三条第一号中「第九条第二項第六号」を「第九条第二項第四号」に改める。

第三十九条第一項中「第九条第二項第八号イ」を「第九条第二項第六号イ」に改める。

第五十七条第二号中「第九条第七項」を「第九条第八項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

第二章　総務省関係

（消防組織法の一部改正）

第四条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「定めるものとする」を「定めるよう努めなければならない」に改め、同条第二項中「においては、」の下に「おおむね」を加える。